

社会福祉法人はくさん会虐待防止のための指針

法人における虐待防止における基本的な考え方

当法人では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

1 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。

2 介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置その他の高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

3 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応、その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

4 性的虐待

高齢者にわいせつな行為することまたは高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

5 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

虐待防止委員会その他の法人内組織に関する事項について

当法人では、虐待発生防止に努める観点から、「事故予防身体拘束廃止委員会」内に「虐待防止委員会」を組成します。

なお、本委員会の運営責任者は当法人の施設長とし、介護課長を虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下「担当者」という）とします。

虐待防止のための職員研修に関する基本方針

1 職員に対する虐待防止のための研修内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容

等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底します。

- 2 研修は年2回以上行います。また新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施します。

虐待またはその疑い（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- 1 虐待等が発生した場合には、速やかに市に報告するとともに、その要因に除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず適切に処理します。
- 2 また、緊急性の高い場合には、市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- 1 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談します。
- 2 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や上記職員等からの相談報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った本人に事実確認を行います。
虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行します。また、必要に応じ関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は時系列で概要を整理します。
- 3 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、本人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
- 4 上記の対応を行ったにも関わらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市の窓口等外部機関に相談します。
- 5 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- 6 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町に報告します。
- 7 必要に応じ関係機関や地域住民等に対して説明し報告します。

成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者またはご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

虐待等に係る苦情処理解決方法に関する事項

- 1 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談します。
- 2 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払います。
- 3 対応の流れは前述の「虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとします。
- 4 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

入所者等はいつでも本指針が閲覧できます。また当法人のホームページにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とします。

その他の虐待防止の推進のために必要な事項

研修会のほか社会福祉協議会や老人福祉施設協議会等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図ります。

附則

この指針は、令和3年8月24日より施行する。